

## 意見に対する対応状況等

- ・ 3/31 環境審議会気候変動部会
- ・ 4/26 市町村意見照会
- ・ 4/27 徳島版ESG地域金融活用協議会意見照会
- ・ 5/2 徳島県自然エネルギープロジェクトチーム意見照会
- ・ 6/9,10 徳島県議会報告(県土整備委員会/消費者・環境対策特別委員会)

| 番号 | 主な意見の概要   | 対応状況等   |
|----|---|---|
| 1  | 基準A（4万kW以上）と基準B（50kW以上の4万kW未満）内容が同じであれば、ひとつにまとめるべき。   | ご指摘のとおり、内容は同じであるため、ひとつにいたしました。  |
| 2  | 反射光による生活環境への影響について、直接の反射光ではなくて、何か組み合わせた反射光で火事があった事例があった。事前に防げる文言にすべき。   | 調査したところ、太陽光発電設備の反射光が原因で、収れん火災が起こった事例はありませんでした。<br>太陽光発電設備から発生する火災の多くは、「製品不良による太陽光パネルの燃焼によるもの」と「ケーブルの施工不良によって、ケーブルが発熱する起因によるもの」でした。<br>このような事例は、事業者の製品製造段階を起因とする事象であるため、今回の環境配慮基準に記載する事項としては、そぐわないと判断しました。 |
| 3  | 反射光による生活環境への影響について、「アレイの配置又は、向きを調整することなど」の文言を「アレイの設置方法を調整する」にすれば、様々な場合に対応できて良いのではないかと。<br>何か参考にしているものがあって、法的に正しいのであれば異論はない。 | 記載文言は、環境省「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」（以下「国・マニュアル」という。）都道府県基準例を参考に、記載したものです。<br>記載を変更せずとも、委員ご指摘の事項については、網羅できると判断させていただきました。  |
| 4  | 騒音による生活環境への影響と反射光による生活環境への影響について、騒音によるは、「環境保全配慮施設（学校、病院等）」、反射光によるは、「保全対象施設（学校、病院等）」になっている。<br>文言の統一が必要ではないかと。               | 委員ご指摘のとおり、担当課と調整し、国・マニュアル記載例のとおり「保全対象施設（学校、病院等）」に統一させていただきました。  |

| 番号 | 主な意見の概要  | 対応状況等  |
|----|--|--|
| 5  | <p>基準概要の「3 本県における環境配慮事項」について、(2)の地震防災(特定活断層調査区域)は、基準本文には出てこない、基準を設けない理解でよいか。</p>               | <p>特定活断層調査区域は、直接太陽光発電施設を規制するものではないため、担当課との協議の上、基準は設けないこととなったものです。<br/>基準概要のご指摘の文言を削除いたしました。</p>  |
| 6  | <p>東日本大震災で津波が、太陽光発電を襲った例がある。他の自治体でどのように規定しているか、確認した方がよい。浸水することによる感電の恐れや流された太陽光パネルが住宅を襲うなど。</p> | <p>他県担当者に確認したところ、基準策定において、具体的な検討が進んでいるわけではないが、何らかの配慮は必要ではないのかとの意見がありました。<br/>本県としても海に面した地域を多く有しており、津波による被害が想定されることから、委員の御意見を踏まえ「その他環境配慮に必要と認められる事項」に、収集すべき情報として、「津波災害警戒区域」、「高潮浸水想定区域」を追加し、感電事故防止対策を記載いたしました。</p> |
| 7  | <p>徳島県ため池データベースのアンカー等の支持物が「所用」の安定性を満足するよう必要な措置を講じる。は、所用の「用」ではなく、所要の「要」ではないか。</p>               | <p>委員ご指摘のとおり、文言を修正いたしました。</p>  |
| 8  | <p>「徳島県の活かしたい生態系リスト」を追加すべき。</p>  | <p>御意見のとおり、植物の重要な種及び重要な群落への影響、動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響、地域を特徴づける生態系への影響、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響の「収集すべき情報」に「徳島県の活かしたい生態系リスト」を追加いたしました。</p>   |

| 番号 | 主な意見の概要  | 対応状況等   |
|----|--|---|
| 9  | <p>環境配慮基準事項というより、工事の施工上の問題だが、地形改変が伴う場合、雨水の流出の影響等も考慮した形で実施することが必要である。</p>   | <p>「その他環境配慮に必要と認められる事項」の収集すべき事項に「洪水浸水想定区域」を追加し、「感電事故防止対策」と「浸水による周辺への影響」の配慮事項を追加いたしました。</p>  |
| 10 | <p>浸水問題は、近年のゲリラ豪雨等頻発の影響で、市民の関心も高く、議会でも様々な角度での質問がある。しかし、現在の開発許可の枠内では、開発行為者に、十分な検討を行わせることは困難と思われるので、開発の計画段階で十分な検討を義務付ける根拠として、盛り込んでおく必要がある。</p> |   |
| 11 | <p>風力発電等、他の再エネ施設の基準は作成しないのか。</p>   | <p>太陽光発電施設は、リードタイムが短いという特徴があり、「2030年度目標」達成に向け、まずは、太陽光発電施設の環境配慮基準を策定していくこととしています。</p> <p>太陽光発電以外の再エネ施設の環境配慮基準については、市町村の「促進区域」設定の意向や県基準策定の要望等を踏まえ、必要に応じて、策定を検討して参ります。</p> |
| 12 | <p>水力発電では山間地域への導入が基本となるため、土砂災害リスクのある「土砂災害警戒区域」や「保安林」であっても、施設が当該エリアに含まれることを想定した配慮事項の設定をお願いしたい。</p>  | <p>今回策定するのは、太陽光発電施設の基準です。</p> <p>水力発電施設の基準を作成することとなった際に、参考にさせていただきます。</p>   |